慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マスメディアと国際テロリズムの危機管理
Sub Title	Massmedia and crisis management of international terrorism
Author	鶴木, 眞(Tsuruki, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.7 (2013. 7) ,p.191- 215
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	生田正輝先生追悼論文集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130728-0191

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マスメディアと国際テロリズムの危機管理

鶴木　眞

（序）
（1）テロリズムの兵器としての情報メディア
（2）テロリズムに兵器としてマスメディアが利用された事例
（3）テロリズムに新兵器としてサイバーメディアが使用された事例
（4）対テロリズム非対称戦争の遍在化
（5）非対称戦争のジレンマ
（6）まとめ――危機管理とマスメディア論

（序）

生田正輝先生から継承した「マス・コミュニケーション論」と「ジャーナリズム論」の講座を、慶應義塾在職中より政治学科にふさわしい講座内容とするための取り組みを続けた。私が法学部を定年前に退職したにもかか

わらず、幸い両講座を「鶴木研究室」出身の大石裕教授に継承してもらうことができた。筆者は、「国際テロリズムとマスメディア」を最近の研究主題とした。この研究活動の一環として、「警察政策学会」の創設に名を連ね、同学会の理事、副会長を歴任した。また現在は公益財団法人「公共政策調査会」の理事に就いている。筆者の「国際テロリズム」研究については、「公共政策調査会」の板橋功第一研究室長、河本志朗第二研究室長からも深いご示唆とご厚情を頂いている。記して感謝の意を表したい。また法律学の領域では、渥美東洋中央大学名誉教授や前田雅英首都東京大学教授をはじめ刑事政策学や行政法学の領域から国際テロ問題がとりあげられているが、塾法学部の大沢秀介教授はグローバルセキュリティ研究所において憲法学から独自のアプローチを企画されている。成果に期待するところ大である。

現在の日本における「危機管理とマスメディア」のテーマは、ハロルド・ラスウェル[1]にはじまり、近年の「カルチュラル・スタディーズ」の洗礼を経た後の「マス・コミュニケーション論」、「ジャーナリズム論」によって、「自然災害」か「国際テロリズム」かにかかわらず、メディアフレーム[2]を「知識社会学的」認識に再度立って論じる必要があると考える。なお、「危機管理」と「危機対応」とは異なる概念であるとする論議については、拙論において敢えて言及しなかった。この二つを独立した概念として論じることに、筆者は否定的であるからである。

（1） テロリズムの兵器としての情報メディア

テロリズムは、情報メディアを、NBCR兵器と同列の、しかし殺傷兵器とは異なる兵器として重視している[3]。現在情報メディアとして、この目的で使用されるのが、従来の戦争宣伝用兵器としてのマスメディアと、新兵器

としてのサイバーメディアである。

マスメディアがテロリストに使用される従来の状況は次のとおりである。

①襲撃現場の「生映像や目撃者の話」をニュース取材させる

②声明文や要求事項を、明らかにさせる

③治安当局との「交渉」の場として設定する

④情報収集手段として利用する

⑤主題を単純化し、繰り返し伝達する（「政治宣伝」）

一九六〇年代以降のテレビ時代を迎え映像が主流となり、この流れは高度情報社会下でもいっそう促進され、二〇〇四年に米国カリフォルニア州で始まったGoogleの「YouTube」などインターネット動画共有サービスも使用されるようになった。テロリストも積極的にテレビやインターネットを利用するようになっていった。

新兵器としてのサイバーメディアがテロリストに使用される状況（以下「サイバーテロ」と記す）は次のとおりである。

①攻撃を可視化させない

②攻撃から発覚までの時間差で攻撃の拡散化、広域化を試みる

③攻撃者を特定化し難くする

サイバーメディアを用いた攻撃には、「ＤＤｏＳ（分散サービス拒否型攻撃）」、「ＡＰＴ（標的型電子メール攻撃）」、「ＣＣＣ（Cyber-Conventional Combination）」がある。[4] これらは、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性のある攻撃、いわゆる「サイバーテロ」の脅威として認識されている。

（2） テロリズムに兵器としてマスメディアが利用された事例

「中央公論社社長宅襲撃事件（一九六一年二月）」と「思想の科学事件（一九六一年一二月）」。中央公論社社長宅襲撃事件では、在宅していなかった社長に代わり夫人が重傷を負い、お手伝いの婦人が刺殺された。襲撃の背景は、雑誌『中央公論』一九六〇年一二月号に掲載された深沢七郎の小説『風流夢譚』に対する日本の右翼勢力の強い反発があった。中央公論社は嶋中社長宅襲撃事件直後、「社業をとおして言論の自由を守る」ことを社告によって誓った。しかし後に、右翼の攻撃を回避するためには、この社告を否定し、実名小説の取扱いに配慮を欠いていたことを認め、世間を騒がせたことに遺憾の意を表して全面的に謝罪する「おわび」を発表したばかりか、当時同社が発売を引き受けていた『思想の科学』天皇制特集号（一九六二年一二月）を自主的に発売中止し、断裁処分にした（「思想の科学事件」）。

「筑波大学助教授・五十嵐一（当時四四歳）殺害事件（一九九一年七月）」。イランの最高指導者ホメイニは、インド系英国人サルマン・ラシュディが英国で出版した小説『悪魔の詩』を、預言者ムハンマドの侮辱であるとした。そして「著者と発行人には処刑が宣告されねばならない」との声明を発表したが（一九八九年二月一四日）、この死刑宣告は世界各地で翻訳本が発行されるに及び、各翻訳者にも拡大されていった。イランのホルダド月十五日財団（貧困者の救済を目的とする財団）は、テレビを利用して、処刑執行実行者が外国人なら百万ドル（約一億二千五百万円）、イラン人の場合は二億リアル（約三億六千万円）が支払われると発表した（二月一五日、以下「悪魔の詩」事件）。

「オサマ・ビン・ラデン映像メッセージ放映（二〇〇四年一〇月）」。オサマ・ビン・ラデンのメッセージの映像が、カタールの衛星テレビ局「アルジャジーラ」で流され、「九・一一事件」の首謀者であることを認め、米国

に更なるテロ攻撃を加えることを述べた。「アルジャジーラ」は、米国との非対称戦争のさなかに「アルカイダ」が声明や要求を公にする場としてしばしば利用された。

「ＢＢＣによるテロ実況中継（二〇〇一年三月五日）」。ＢＢＣを標的にしたテロの爆弾爆発がＢＢＣによる予告現場中継中に撮影され、ニュースで放映された。この映像を通して「真のＩＲＡ（Real IRA）」は、その組織的存在を英国内のみならず世界に注目させた。

「オウム真理教による坂本弁護士一家殺害事件（一九八九年一一月四日）」。この事件では、テロ組織によるマスメディアの情報収集力が逆利用された。テレビ局ＴＢＳが、オウム真理教の人権侵害問題に取り組んでいた坂本堤弁護士への未放映インタビュー・ビデオを、教団幹部に見せたことが、一家殺害事件の動機となったと見られている（『ＴＢＳオウム報道問題に関する調査』、一九九六年一月二二日～六月一九日 第一三六回国会）。

「松本サリン事件（一九九四年六月二七日）」。長野県松本市で起きた「松本サリン事件」の第一通報者、河野義行さん（当時四九歳）を犯人と誤報しつづけた。真犯人であった「オウム真理教」は捜査の混乱を確認して、次の「地下鉄サリン事件」を実行した（一九九五年三月二〇日）。「オウム事件」を考えるとき、「松本サリン事件のＴＢＳ報道問題」の教訓は「捜査当局とマスメディアによる人権侵害」への救済やその防止という方向だけではなく、「社会的安全の確保とテロリズム報道のあり方」という別の論議の展開も提起した。

国際テロリズムによるメディア利用に対し、標的とされた国家やその治安当局も「パブリック・ディプロマシー」を精力的に展開した。「パブリック・ディプロマシー」の概念は、そもそも米国タフツ大学とハーバート大学の共同運営組織「Fletcher School of Law and Diplomacy」において一九六五年に提起された概念であり、「沖縄返還交渉」、「ベトナム戦争」などの分析に適用された。主要な関心のひとつは、米国政府が国内および国外世論の動員を外交政策遂行に取り込むために、テレビ映像時代を迎えたマスメディアをいかに利用するかで

あった。「パブリック・ディプロマシー」概念は、近年再び高度情報社会下で注目されることになった。(5)

一九九一年一月、米国が主導したイラク武力攻撃（「砂漠の嵐」作戦）は、その前後期間を含め、両陣営によって「パブリック・ディプロマシー」を精力的に展開した。高度情報社会にあってはなおさら、国内世論のみならず国際世論の動員が戦争遂行に必須となったからである。この軍事行動では、マスメディアの戦闘取材に「プール取材」と呼ばれる新しいシステムを導入した。米軍より選抜された特定メディアの記者に代表取材させ、取材場所、取材対象兵士の選定、取材記事や取材映像の検閲を米軍情報将校が行うシステムであった。化学兵器（毒ガス）が使用される恐れが濃厚であるとの判断の下に、非戦闘員である取材記者を保護する必要があるとされたため、マスメディア側もこのシステムを受け入れざるを得なかった。しかしこのシステムは、米軍によりベトナム戦争敗退以後、永年にわたって仕掛けられた情報操作の帰結であった。(6) イラク武力攻撃（「砂漠の嵐」作戦）以後、米国内のみならず世界各国のマスメディアは、二度と「プール・システム」を受け入れないと表明している。

二〇〇一年の「九・一一事件」以後は特に、「主題を単純化し、繰り返し伝達する（「政治宣伝」）」ための兵器として、マスメディアは米国政府によって意図的に世論動員のために利用された。米国がかつて経験することがなかった米国本土の最重要都市（ニューヨークとワシントン）への国外勢力による直接の大規模攻撃であったからである。この事件の直後、北大西洋条約（ＮＡＴＯ）による「集団的自衛権」の発動と、「国連安保理決議１３７３」を根拠として、米国は多国籍軍を構成して「アルカイダ」殲滅の軍事行動をジョージ・Ｗ・ブッシュ大統領の下で「不朽の自由作戦（Operation Enduring Freedom）」（二〇〇一年一〇月）と名付けて開始した。米国の主要メディアは終日、「一体となった米国」（we are united.）のロゴを星条旗とともにテレビ画面に放映し続けた。

これを遡る一〇年前、父親であるジョージ・Ｈ・ブッシュ大統領はサダム・フセイン政権下のイラクがクウェートに侵攻したことを国連憲章違反であるとして、「砂漠の嵐作戦（Operation Desert Storm）」を展開したが、

その戦争容認の世論形成にマスメディアは巧妙に利用された。米国の最大手のPRコンサルティング企業であった「ヒル・アンド・ノールトン（Hill and Knowlton）社」によって仕組まれた、連邦下院議院の「人権委員会（Congressional Human Rights Caucus）」における「ナイラ看護士証言」（一九九〇年一〇月）の中継である。この中継により、米国上院は僅差でイラクへの武力攻撃（戦争開始）を承認している。これ以後、二〇〇一年一〇月に成立したパトリオット法（米国愛国者法）をはじめ「対テロリズム非対称戦争」の遂行の殆どあらゆる措置に、マスメディアの報道は「議題設定」以上の役割を果たすべく利用されている。その背景として、筆者をはじめ多くの論者は、アメリカ世論に内在する「正義の戦争」への情緒的支持の構図を指摘してきた。すなわち「ベトナム反戦運動」の広まりは、「戦争行為」への反対ではなく「正当化されない戦争行為」への反対であったからである。

米国の主流マスメディアによる「テロリズム」に関する報道基準を関連記事から考察すれば、憲法修正二条への配慮と社会安全の維持についてのバランスが随所にうかがわれる。すなわちテロリズム報道は、他のニュースと同様の基準で取材に臨み、報道する価値があると判断された場合は、たとえその報道ゆえにテロ事件が「模倣される」危険があっても報道を続行している。しかしテロリストや誘拐者の「要求」をメディア上で示すことは「ニュース報道」として不可欠であるが、必要以上に彼らに主張の場を提供することを警戒している。「要求」がレトリックやプロパガンダで飾られておらず簡潔に述べられていない限り、テロリストたちの肉声や映像とともに「要求」をそのまま伝えることは避け、言い換えて伝える工夫がなされている。テロリストたちにライブ映像で発言の場を提供したり、テロ予告地点や立て篭もり現場などのライブ中継は、何らかの緊急な必要性がないかぎり行われることはない。

一般的に、政治テロリズム、主義・信条テロリズムには、報道メディアの立ち位置により、特定の「報道枠組

み」が作動する。特に顕著な「報道枠組み」は、伝統的な“One man's terrorist is another man's freedom fighter.”である。この報道枠組みは、テロリスト側は言うに及ばず、第三者にさえもテロリズムを結果的に許容する状況をもたらす可能性が大きい。筆者は、テロ報道が人々にテロ事件による「心理的外傷ストレス障害（PTSD）」を強化してしまう場合も含めて、これらを「セカンドハンド・テロリズム」と呼んできた。

（3） テロリズムに新兵器としてサイバーメディアが使用された事例

放送と通信がシームレスに繋がった高度情報社会において、インターネット動画共有サイトは、しばしばマスメディアとしてテロリズムに利用されている。日本が対象となった事例としては、「香田証生事件」がある。二〇〇四年一〇月イラク旅行中の日本人青年が「イラクの聖戦アルカイダ組織」を名乗るイスラム原理主義過激派によって誘拐され、殺害された。星条旗の上に座らされた青年の首を切断する映像が、一一月二日に犯行声明および「自衛隊」のイラクからの撤退要求とともにネット上に動画配信された。このようなテロリストによるインターネット上への映像配信について、二〇一〇年一二月「Google」はテロリズムに加担する恐れのある動画映像を削除する方針を決定している（UPI Com., YouTube invokes terrorism policy', Dec.13, 2010, at 9：45am）。

テロリズムは、マスメディアを社会脅迫の手段として高度情報社会において重視するがゆえに、「九・一一事件」でニューヨークの「世界貿易センター」を標的にしたように、映像を意識した攻撃を企てている。同時に、攻撃の不可視化を社会脅迫手段とするサイバーメディアを駆使した「サイバーテロ」攻撃も併用している。サイバーテロは、無差別大量殺傷を直接的に伴うものではないが、重要社会的インフラを機能不全に陥れる攻撃となった場合、間接的に無差別大量殺傷を伴う恐れがある。「サイバーテロ」は、非対称戦争としてばかりでなく、

攻撃側の匿名性を利用して、国家対国家の宣戦布告を伴わない攻撃として頻繁に使用されている（例えば、Mark Landler and David E. Sanger, 'U.S. Demands China Block Cyberattacks and Agree to Rule', March 11, 2013, New York Times.com）。

「サイバーテロ」に対抗する「サイバー空間」のセキュリティ確保は、政治、経済、軍事、文化（とくに表象文化）を包摂する喫緊の課題となっているが、攻撃から発覚までの時間差を利用して攻撃の拡散化や広域化が伴うため、極めて輻輳した課題となっている。今日、サイバーテロに恒常的に曝されない国家や組織はない。日本も、二〇一〇年九月、「中国紅客連盟」が民間団体「中国民間保釣連合会」のウェブサイト上で、サイバー攻撃を仕掛ける呼びかけをしている。事実、これに呼応するかのように同月一六日から一八日にかけて三次にわたり、サイバー攻撃（DDoS攻撃）が行われ、警察庁のウェブサイトに閲覧上の支障が生じた。[7]

後に述べるようにサイバー空間のセキュリティ確保を一部門の独占的管理にまかせることには、たとえ時宜に適い有効性が高いとしても、個々の運用形式をめぐる関連組織間でのヘゲモニー争いや、「情報・通信法」上の問題点、とくに憲法上の基本的人権との抵触の問題点が指摘されている。サイバー空間のセキュリティ確保の事例は、当該領域の専門家により、多くの論述がある。この拙論では映像の可視化、攻撃組織の存在の可視化を狙うサイバーテロの形態の存在を指摘するにとどめる。

（4）対テロリズム非対称戦争の遍在化

「九・一一事件」を実行した「アルカイダ」は、一九九三年二月にニューヨーク「世界貿易センター」地下駐車場で爆弾テロを行った。一九九八年七月には、「アイマン・ムハメド・アル・ザワヒリ師」が「諸悪の敵米国

および米国市民」を攻撃し殲滅することが「ファトワー」であるとイスラム世界に宣言した。これを受けて「アルカイダ」は同年八月、タンザニアとケニアの米国大使館を同時に、また二〇〇〇年一〇月にはイェーメンのアデン港でイージス艦「USS Cole」を爆破して、米国との対決姿勢を強めていった。

サダム・フセイン体制下イラクとの国家間武力衝突と異なり、「アルカイダ」殲滅のための軍事行動は、「国際的法人格」を持たない非国家組織を相手にする戦争である。存在の全体像が不明な相手との戦争であり、したがって戦闘に関する国際法規や慣例が通用しない。アフガニスタンでの「アルカイダ殲滅戦争」は、アフガニスタン内戦への米国を主体とした複数の国家による国際的介入であり、アフガニスタンの国家の主権は棚上げされて行われている。したがって、「不朽の自由作戦」は、「内戦型の国際武力衝突」という従来にはなかった戦争形態を誕生させることになった。この戦争形態は、「非対称戦争」と呼ばれている。

米国が主導した「九・一一事件以後」の「非対称戦争」は、「ザワヒリ師」による「ファトワー」を受け止めた世界的規模で居住するイスラム教徒との戦いに拡大した。換言すれば、反米帝国主義、反世界シオニズムを掲げて『ジハード』を宣言するイスラム教徒との戦いになった。米軍は二〇〇三年の「イラク戦争」で圧倒的勝利をもたらした「C4ISR」（command, control, communication, computer, intelligence, surveillance, reconnaissance）による軍事的成功を、非対称戦争にも持ち込んだ。(8) アルカイダもサイバーテロを含め新兵器としてのデジタル通信メディアを駆使すると同時に、非対称戦争の第二戦線を世界中のリビングルームに形成することを試みた。(9) その具体例としては、一九九六年一一月にカタールで開局した「アルジャジーラ衛星チャンネル（ＪＳＣ）」に「オサマ・ビン・ラデン」のメッセージ映像を複数回にわたり独占放送させたことなどである。近年では、「アラブの春」、「リビア内戦」、「エジプトムバラク政権打倒」、「シリア内戦」などで映像や「呼びかけ」、「司令」情報がウェブ上に溢れている。

ヨーロッパ社会は「イスラム原理主義過激派」という幽霊に慄き、「安心・安全な暮らし」のためには、「異邦人」を一括して監視ないし排除しようとする思考を、古い土蔵から取り出すことになった。かつてはユダヤ人が、今回はイスラム教徒が「異邦人」のレッテルを貼られた。ヨーロッパにおけるイスラム・コミュニティは、かつて経済成長のための底辺労働力として重宝された旧植民地からのから移住者や「期限付き労働者」（例えば「西ドイツ」時代のガストアルバイター）がなし崩し的に定住して創られてきた。

外見からは穏健な定住者と危険な定住者を識別し難いことが、「異邦人」を一括して監視ないし排除しようとする思考を引き起こしている。この傾向は、二〇〇五年七月のロンドンにおける同時爆破（地下鉄・バス爆破）のテロ実行犯が、平凡なイスラム系イギリス市民の家庭からリクルートされた事実（「ホーム・グローン・テロリスト」）[10]によってさらに強化された。二〇一三年四月の「ボストンマラソン事件」も、「ホーム・グローン・テロリスト」によるものであったとされている。新たなホロコーストとなりかねない「異教徒＝イスラム教徒」への憎悪は、具体的対象を「ユダヤ＝セム」から「アラブ＝セム」へ挿げ替えた「アンチ・セミティズム」にほかならない。ヨーロッパと比べて「九・一一事件」の爆心地（グランド・ゼロ）となった米国は、元来が移民で構成されている社会である。ヨーロッパの状況と全く異なり、市民権や永住権を既に保有している人々を、特定の人種・民族集団に所属するからと言って「異邦人」と決め付け、一括して監視ないし排除しようとすることを禁止している。その背景には、第二次世界大戦中に太平洋沿岸部に居住する日系アメリカ人を「リロケート・キャンプ（転住所）」へ強制収容（一九四二年二月）した歴史的事実[11]への、連邦政府による謝罪と賠償（一九八八年）がある。

したがって「アルカイダ」やイスラム原理主義過激派に対し、米国連邦政府ができることは、「米国の正義」に挑戦する「社会の敵」として「疑わしき者」を設定することである。「九・一一事件」以後、米国は国内のみ

ならずグローバルな場においても、「イスラム教徒」を「正義＝安全な教徒」と、「不正義＝危険な教徒」に峻別した上で、国際テロリズムへの非対称戦争を遂行することになった。

歴史的に二項対立思考方法は一般的な米国市民によりあらゆる局面において受け入れられやすい思考である。イスラム原理主義過激派の「ジハード＝不正義」に対決し世界の治安を守るアメリカの「十字軍＝正義」は、米国市民の責務となる。この意識の下で始められた対テロ非対称戦争は、グローバルに遍在している。なぜならイスラム原理主義過激派は、中東イスラム圏のみならず、イスラム教徒の居住するあらゆる地域（ニューヨーク、ロンドン、パリ、フランクフルトなど米国やヨーロッパの主要都市を含む）に存在する。事実、「アルカイダ」が滞在した痕跡は日本にも残されている。「二〇〇二年から二〇〇三年のリオネル・デュモン滞在事件」は周知である。この他、日本における「アルカイダ」関連事件としては、一九九四年の「ホイジンガ事件」、二〇〇二年ＦＩＦＡワールドカップ攻撃計画などがある。

（5） 非対称戦争のジレンマ

「九・一一事件」に代表される無差別大量殺傷というテロリズムと、その実行者への報復である「非対称戦争」は、ジレンマに直面している。

第一のジレンマは、国際テロネットワークとの非対称戦争において、テロ組織が潜伏していると推定された地域を武力攻撃することは、その地域が合法的に属する国家の主権を侵害することになる。タンザニアとケニアにおける米国大使館の同時爆破テロリズム（一九九八年八月）に報復するために、米国がスーダンとアフガニスタンに存在する「アルカイダ」の関係施設を、多数の巡航ミサイルで報復攻撃をしたことは、アフガニスタンの国

家主権を侵すことであり、国際法上の問題を残すことになった。

第二のジレンマは、報復にしろ、予防措置にしろ、攻撃対象となった地域に生活する無告の市民を、戦争被害者として巻き添えにする可能性が高いことである。テロ実行犯の特定化が容易ではないことにも原因がある。例えば、パレスチナ・テロリズムに対するイスラエルの「国家的報復」は、多くの無告のパレスチナ市民を巻き込んで殺傷している。米軍により「アフガニスタン戦争」において、多くの無告の民がテロリストと誤認されて殺戮され、あるいは巻き添えとなっている。現在、「アルカイダ」は、国際ネットワーク組織として新たな装いを整えた。このため「アルカイダ」との非対称戦争は、かつてベトナムのジャングルで米国兵士が叫んだ「敵の姿は見えないが、あらゆるところに敵が居る」状況がグローバルに拡大している。(12)

第三のジレンマは、国際テロリズムとの「非対称戦争」が、国家対国家の対称戦争のように「ゼロ・サムゲーム」として終焉（大日本帝国の無条件降伏など）を迎えない可能性が高いばかりか、「平和でも戦争でもない状態（no peace and no war）」（例えば朝鮮半島やイスラエル対アラブの中東地域）に持ち込まれて最終結着が永久にもたらされない可能性も高い。特に、テロリズムの目的が宗教的使命感の達成にある場合（イスラム原理主義過激派）は、テロを実行すること自体が自己充足的に追求される（殉教者）。このために、戦争を継続することへのコスト・ベネフィットを土台とした損得計算の思考が機能しない。

第四のジレンマは、非人道的兵器（BCNR）の使用にかかわる兵器管理のジレンマである。ソ連邦の崩壊による「BCNR兵器」の国境を越えた散逸と類似した状況が、「ジャスミン革命」による北アフリカ諸国の旧政権崩壊により起きている。

現時点における、「無差別大量殺傷」兵器を大別すると、生物兵器（B）、化学兵器（C）、放射性兵器（R）、核兵器（N）に分けられる。これらのうち最も大きな恐怖は、かつて「貧者の核兵器」と言われた「生物兵器」

である。化学兵器は、複数の有毒ガスを混入させた「ケミカルカクテル弾」が、一九八八年三月、サダム・フセイン体制下でクルド人集住地域（halajba）の攻撃に使用され、日本では一九九五年三月「オウム真理教」により「サリン地下鉄事件」が起きている。

「生物兵器」についての研究は、世界各地で行われており、慶應義塾においてもグローバルセキュリティ研究所において行われている。[13] 米国は「九・一一事件」の直後に「炭疽菌」による生物テロに直面した（二〇〇一年九月一八日と一〇月八日）。使用された「炭疽菌」の種類が、米国産（「エームズ株菌」系統）と判明したこともあり、国内の生物兵器に使用可能な病原体の徹底管理体制を創るとともに、空中に飛散する放射能や生物兵器病原体の監視体制（「バイオシールド」）を構築しつつある。同時に、生物テロ対抗医薬品市場への企業参入を促している。[14] ひとたび生物兵器が使用されれば防御措置は時間との勝負となり、抑え込みに失敗すれば国境を越えた被災波及の可能性が高い。旧ソ連邦が管理していた生物兵器が散逸した可能性も論じられており、米国の保健福祉省（Department of Health and Human Services/Public Health Services）と国土安全保障省（Department of Homeland Security）が重要な対応のための機関となっている。[15]

第五のジレンマはサイバー空間におけるテロリズムの攻撃に対応する体制づくりのジレンマである。これには管理組織のあり方をめぐるジレンマと、管理することの倫理上のジレンマがある。[16]

管理組織上の問題点は、多岐の領域にわたるサイバー空間のセキュリティ確保を一部門の独占的管理にまかせることについてもジレンマである。管理の一元化はセキュリティ確保上で有効性があるとしても、その運用方法に課題が提起されている。この領域で最も先進的な体制を敷く米国は、国防省内に「USCYBERCOM」を創設し運用を始めた（二〇一〇年一〇月）。しかし、この部隊の創設は「国土安全保障省（Department of Homeland Security）」との権限上の確執や、文民部門のコンピュータ・ネットワークの監視と保護を担当している複数の組

織との調整をどのように進めていくかで問題が浮上している。これに対して、オバマ政権は二〇〇九年五月「サイバーセキュリティ・レビュー（CPR）」をまとめて、同年一二月にホワイトハウスに「サイバーセキュリティ調整官」を置くことにしたが、サイバーセキュリティ保護が専ら「USCUBERCOM」による軍の管轄事項に取り込まれてしまうのではないかという疑念は払拭できないでいる。しかし新たな攻撃手法を次々に開発してくる犯罪者やテロリスト内部に居る「サイバーおたく」に対抗して、技術的優位性を保ち続けなければならない現状は、「USCYBERCOM」への権限集中へ向かう背景も否定できない事実なのである。

倫理的な問題点は、情報・データの秘匿・管理強化と、情報・データの公開・共有との間でなされる数多くの論議で表面化されている。それらは憲法学と行政法学の間で交わされる議論に随所に反映されている。日本では内閣官房に「情報セキュリティセンター（NISC）」（二〇〇五年）が設置されており、また警察機構ではサイバー犯罪（サイバーテロを含む）へ対応する「サイバーフォース」を各管区警察局に置き、さらにそれらを統合する「サイバーフォースセンター」を警察庁に置いている。これからは、サイバーセキュリティをより効果的に確保するため、省庁間の横の連携強化と、「サイバーインテリジェンス」能力の強化が喫緊の課題となっている。これに対し「情報管理」への倫理的な問題点が提起されている。筆者の専攻領域に関していえば、「日本新聞協会」（日本の新聞、放送、通信の企業・個人で構成される一般社団法人）による「『秘密保全法制』にたいする意見書」が、二〇一一年一一月、「政府における情報保全に関する検討委員会　委員長　内閣官房長官　藤村修（当時）」に提出されている。

第六のジレンマは、サイバーテロへの反撃手段に関するジレンマである。サイバー兵器が用いられた場合、国家対国家の対称戦争における対応と、国家対非国家組織（例えば、米国対アルカイダ）の非対称戦争における対応とでは、相違が自ずから生じざるを得ない。

米国のオバマ政権は、もし米国が国外からの大規模なサイバー攻撃に曝される明確な証拠を押さえた場合、軍が先制攻撃を大統領の許可を得て実施することができるとする非公開ルールを作成している（'Broad Powers Seen for Obama in Cyberstrikes', NY Times. Feb. 3, 2013）。このルール作成に関しても、米国議会内には慎重論や証拠の信憑性判定について疑義（イラク戦争開戦理由となった大量破壊兵器が実際には存在しなかった事実への反省）が提起されている。オバマ政権は、すでにコードネーム「オリンピック・ゲーム」の下で、イランの核濃縮技術開発阻止のため、サイバー兵器を使用した事実があることなどを明らかにしている。その際には発電所や病院などの市民生活に直結する社会基盤を攻撃から除外したことを主張している。

サイバー兵器の使用は、対称戦争では有効な手段と認識されるようになっている。しかし同様の兵器と手法が、果たして非対称戦争の敵対相手に使用可能か否かは、状況に依存する度合いが極めて高い。なぜならサイバー攻撃を仕掛けるテロ組織の末端や個人は、既に指摘したようにニューヨークをはじめ、東京を含め先進諸国の大都市に人知れず潜伏している可能性が高い。自国社会に向かってテロ組織を剪滅するために社会基盤の安定性を一部でも犠牲にしてしまう可能性がある措置は一時的にせよ採択できないからだ。

（6） まとめ——危機管理とマスメディア論

「ジャスミン革命」の波及を抑え込んだアルジェリアで起きた武装テロ事件（二〇一三年一月、以後「アルジェリア事件」と記す）で、日本の「危機管理論」は自然災害と原発事故の一色から、再び国際テロリズムに対する危機管理も加えて論じられるようになった。二〇一一年三月一一日の東日本大震災と大津波による被害と、それに付随した福島第一原子力発電所事故による放射能漏洩（以後「三・一一災害」と記す）で、危機管理が想定上の

論議ではなく現実の事例に基づいて論議されることになった後での、新たな危機管理論の展開であった。大規模災害や国際テロリズムに際しての「人質人命救助」という危機管理業務は、平常時の救急救命業務や小規模災害の危機管理業務、政情不安地域からの海外邦人救出業務とは質的に異なる側面を持っているからだ。

「三・一一災害」では、刻一刻と変化する状況下に置かれた危機管理の司令所には、世界各地のマスメディアをはじめ高度情報社会を構成する様々なメディアにより、多様で輻輳した情報がもたらされた。もたらされた情報には真偽があり、緊急性に度合いがあり、時間差があり、声の大小がある。しかも危機管理は刻々と変わる状況の下で、時間的制約に直面し、動員可能な人的・物的資源には限界がある。阪神淡路の「大震災」（一九九五年一月）で積み上げた危機管理の専門知識（know-how）は、災害規模の大きさと原発事故という未経験の事態に直面し、加えて内閣危機管理鑑をはじめ国家の制度的危機管理中枢は、菅首相（当時）のスタンド・プレーにも影響され、深刻な機能不全の事態に直面した。この民主党内閣下での危機管理の混乱ぶりから導き出された教訓は、危機管理業務における「優先順位づけ」の新たな枠組設定であった。

これに続いて起きた「アルジェリア事件」を受けて日本政府は、「国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）」の創設、国家の情報収集・分析機能の強化、自衛隊法の改正などを論議すべしとし、さらにサハラ砂漠南縁・北アフリカ・中東地域の安定化支援を行う方針を決めた。また二〇一三年一月のマリ支援国会合では、難民支援や国連平和維持活動（ＰＫＯ）訓練センターへの資金拠出を表明し、六月には横浜で、第五回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ５）を開催した。しかし具体的には、イスラム原理主義勢力と国内で闘争中であるアブデルアジズ・ブーテフリカ政権下で起きた「アルジェリア事件」で、人質に取られた日本人を救出する業務の「優先順位づけ」を、どのような情報収集と情報分析に基づいて決定するかで対応不備を曝け出した。

日本のマスメディアは平常時と異なる危機管理業務の「優先順位づけ」に、どのような対応をしてきたのか、

そして将来するべきなのか。高度情報社会で多様化したメディア状況を背景に、政治社会学としての「マス・コミュニケーション論」、「ジャーナリズム論」が取り組むべき重要なテーマであると考える。

筆者は高度情報社会においても、カール・ドイッチュ[17]やデイビット・イーストン[18]らの「政治システム論」で論じられている、政策形成への情報「input」を調整する（Regulation of the Flow of Demand）チャンネルとして、同時にフィードバック・ループを担うチャンネル（The Communication of Feedback Response）の一つとして、マスメディア（サイバーメディアを含めて）の位置づけは変わらないと考える。フィードバック・ループを担うチャンネルとしてのマスメディアには、単なる情報産業ではない知識産業としての「社会環境の監視」機能が求められる[19]。

この視座からすれば、日本のマスメディアは、「三・一一災害」直後から丹念に被災者の声を拾い、被災地の状況を報道することに献身的努力を払ったことは衆目の一致するところである。マスメディアによる情報収集は、危機管理政策形成への情報提供「input」に大きく貢献した。しかし他方で平時とは異なる危機状況下であり、錯綜・重複した情報が未整理のまま、あるいは判定・評価が不十分なままマスメディアで報道されたために、ロバート・マートンの指摘する「ブーメラン反応」を社会的に引き起こすことになったことも否定できない。福島原発事故直後、主要マスメディアは政府による情報操作の走狗的役割を果たしたために、後に真実が明らかになるにつれて、政府と東京電力に対する国民世論の情緒的反発を招いただけでなく（二〇一二年一二月衆議院議員選挙結果）、メディア報道への不信、学者・研究者・専門家の知見への不信、学問自体への不信を国民の間に惹起し、また被災者・被災地への風評被害を拡大することにも繋がった。

しかし、災害直後の「パニック管理段階」から復旧・復興の「危機管理段階」への時間的移行に伴う政策の「優先順位」づけに際しては、言説空間の国民的公共性を担保するための「社会環境の監視」機能を担う情報産

業でありかつ知識産業として、本来の役割を取り戻したとして評価できる。今日における「三・一一災害」からの復興という危機管理段階において、マスメディアの「社会環境の監視」機能は政策の「優先順位づけ」に一層重要な役割を果たしていかなければならない。

マスメディアの監視機能の視座からすれば、「アルジェリア事件」報道は、マスメディアによる情報収集が、危機管理政策形成への情報「input」に貢献することはほとんどなかった。事件が発生した地理的位置が、日本のマスメディアにとって直接的に情報収集能力を行える範囲外にあり、外国メディアからの二次的情報を一般社会に提供するに止まらざるを得なかったからにほかならない。このような状況において政治システムへのフィードバック・ループを担うチャンネルとしてマスメディアの役割は、知識産業として外国メディアから提供を受けた錯綜する情報の独自枠組による加工・蓄積以外にない。

具体的に言えば「アルジェリア事件」では、第一に、二〇一〇年から一一年にかけてチュニジアで起こった「ジャスミン革命」の背後に存在する「イスラム原理主義」や「サラフィー・ジハード主義（Salafist Jihadism）」（イスラム原理主義過激派）の脈絡の中にこの事件を位置づける作業である。[20]「きわめて複雑な相互関係にある教理の体系を、「概念統一、抽象と具体の諸段階、および範疇化（例えば、形態学的または分析的）に着目して、分析することが重要になる」（マンハイム　前掲訳書　四〇二頁）。第二に、財の「グローバル・デバイド」や政治における「民主的負債（democracy deficit）」などの今日的国際政治状況の下で、アルジェリアの投資・融資対象国としての危険度評価（「カントリーリスク」）である。換言すれば、事件発生の予測可能性についての現象的検証作業である。すなわち、イスラム原理主義過激派にとって、アルジェリア国営企業「ソナトラック（Sonatrach）」が英国のBPやノルウェーのスタトイル（Statoil）と合弁で運営している天然ガス精製プラントを襲撃する背景の実証的検証である。第三に、「アルジェリア事件」を個別的テロ事件としてではなく、グローバルネットワー

クを構成している国際テロリズムとして捉える作業である。[21] 国際テロリズムの危機管理は倫理的相克[22]や、地域別・国別政治文化の多様性などへの総合的判断を伴い、しかもCrisis ControlとCrisis Managementがシームレスに繋がっている。

結果論ではあるが「アルジェリア事件」に直面し日本のマスメディアは、知識産業として外国メディアから提供を受けた錯綜する情報の的確な評価を行い、その結果を直接的ないし間接的（世論形成）に政治システムへ「input」できたかについては、悲観的にならざるを得ない。

実際に新聞論調を観ても、「貧困や疾病との戦いへの協力は今後も重要だが、治安改善に向けた支援も強化すべきだ」とする「読売新聞の社説」（二〇一三年二月一〇日）や、「ひとたび武器使用基準が緩和されればＰＫＯ論議に波及する。海外での武力行使を禁じた憲法九条の解釈変更につながりかねない」とする「東京新聞社説」（二〇一三年二月四日）は、知識産業としてのマスメディアとしてはあまりにも「その場しのぎ」の言説である。マスメディアは、「アルジェリア事件」というイスラム原理主義過激派の国際テロリズムを受けて、日本政府がどのような困惑と混乱を体験した後に「国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）」の創設、国家の情報収集・分析機能の強化、自衛隊法の改正などを論議すべし」としたのか、知識産業として追究し報道しなければならないはずだ。それによりマスメディアの「社会環境の監視」機能は政策の「優先順位づけ」に重要な役割を果たしうる。

戦争宣伝用兵器としてのマスメディアと、新兵器としてのデジタル通信メディアを駆使し、非対称戦争を仕掛けてくる国際テロリズム（当面はイスラム原理主義過激派）に対し、マスメディアの「社会環境の監視」機能は、政治システムによる危機管理政策の「優先順位づけ」に重要な役割を果たしているし、将来も果たし続けなければならない。これを受けて、「マス・コミュニケーション論」、「ジャーナリズム論」の論議は、「自然災害」か「国際テロリズム」などの「人為災害」かにかかわらず、「知識社会学的」認識[23]に立って、高度情報社会下のマス

メディアに活動指針（報道指針を第一義として）を提示し続ける必要があると考える。特に、非人道的兵器（BCNR）の使用に関わる兵器管理のジレンマは、これらの技術や知見が局面を代えれば人類の未来を安全にするためにも用いられる、いわゆる「dual-use」の問題を孕んでいるからである。

「マスメディアと危機管理」を考えることは、「アカデミズム」と「ジャーナリズム」を対比させて、戸坂潤、稲葉三千男、山本明、春原昭彦らによって展開されてきたかつての社会科学の本質に迫る論議を踏まえつつ、「一般的・普遍的法則性を追求する」ことと、「個別的、特殊的な具体性を追求する」ことの関係性を再考する作業であらねばならないと考える。

（1）H.D.ラスウェル著、久保田きぬ子訳『政治』岩波現代叢書、一九五九年一月。

（2）G.タックマン著、鶴木眞・桜内篤子訳『ニュース社会学』三嶺書房、一九九一年四月。伊藤高史「ロバートM.エントマンのフレーム分析と『滝流れモデル』」メディアについての検討：ジャーナリズムの影響に関する『正当化モデル』の視点から」、『メディア・コミュニケーション研究所紀要』、№59、二〇〇九から大きな示唆を得た。

（3）鶴木眞「高度情報化社会における国際テロリズムへの対応：リンケージ・テロリズムの序代を迎えて」、『警察政策』第三巻一号（二〇〇一）警察政策学会、二〇〇〇年一二月、良書普及会。鶴木眞「新たな国際テロリズムと、日本社会の対応」、『警察政策』第10巻、警察政策学会、二〇〇八年三月、立花書房。

（4）慶應義塾大学大学院政策メディア研究科土屋大洋教授からは、「サイバーテロ対策」に関し、多くの示唆を受けている。

（5）鶴木眞「アメリカにおけるパブリック・ディプロマシーの展開」、慶應義塾大学地域研究グループ編『アメリカの対外政策』鹿島研究所出版、一九七一年九月。James Pammet, New Public Diplomacy in 21st Century: A Comparative Study of Policy and Practice, Routledge, London and New York, 2013 など。

（6）米軍は「プール・システム」に代わる「エンベデッド・システム」を二〇〇三年三月からの「イラク戦争」で採

用した。戦闘部隊と共に取材記者を帯動するもので、兵士と寝食を共にする運命共同体意識を植え付け、好意的な記事内容を作成させることが目的であった。

(7) サイバーテロを敢えて可視化させる攻撃の手法としては、「韓国三二〇サイバーテロ事件」（二〇一三年）などがある。「KBSテレビ」はじめ複数のテレビ局のリアルタイム・ニュースの配信に遅延が発生した。

(8) 二〇一一年五月二日、パキスタンでの「オサマ・ビン・ラディン」の殺害。米国のメジャーメディアは、深夜にもかかわらず一斉に報道し、殺害一時間後に行われたオバマ大統領のテレビ会見は全米にテレビ放映された。

(9) Mohammed El-Nawawy & Adel Iskandar, AL-JAZEERA: The Story of the Network That is Rattling Governments and Redefining Modern Journalism, the Perseus Books Group, Cambridge, MA. は、JSCを適切に論じている。

(10) テロ組織は、デジタル通信メディアを駆使して国外遠隔地からテロリストのリクルート、テロリストとしての教育、イスラム教への熱烈な信仰心の植え付けを行っている。

(11) 鶴木眞『日系アメリカ人』講談社現代新書、一九七六年など。

(12) Philip Bobbitt, Terror and Consent: Wars for the Twenty-First Century, Alfred A. Knopf, New York, 2008 は、非対称戦争への対処をめぐる新たな思考を提示している。

(13) 旧ソ連邦とアメリカは、第二次世界大戦中より生物兵器の開発を本格化させていたのであった。この過程で、天然痘ウィルスの兵器化も当然、研究されていた。

ソ連の生物兵器研究施設は、レニングラード（現サンクトペテルブルク）陸軍学校に置かれていた。ついで白海のソロヴェツキー島に置かれた。一九四一年、ドイツ軍の侵攻に伴い、アラル海のリバース島に移動。対日戦争勝利後、関東軍防疫給水部（七三一部隊等）などから資料を入手した後、スヴェルドロフスクに大規模施設を建設して移転。一九七三年、ブレジネフにより命名された「エンザイム・プロジェクト」によって、スヴェルドロフスク以外でもキーロフ、ザゴルスクの施設によって大規模に展開された。しかし一九七九年スヴェルドロフスクで炭疽菌の噴出事故が起き多数の死者を出した。その後、施設はカザフスタンのステフノゴルスクに移転した。米国の生物兵器の研究も、日本の旧陸軍の資料（七三一部隊等）が利用されたと言われている。

生物兵器が実践に用いられたのは、旧ソ連によって一九四二年スターリングラード（現ボルゴグラード）の攻防戦においてであった。「前年からキーロフの生物兵器秘密工場において生産された「ツラレミア菌」が散布され、ドイツ将兵のみならず一般市民も含めて一〇万人の患者が発生し、ドイツ軍のこの方面における攻勢は一時停滞した」。旧ソ連邦の生物兵器開発計画の下で、ソ連で開発が進められていた生物兵器として、ツラレミア、ペスト、炭疽、鼻疽については早い時期から、その後の「エンザイム・プロジェクト」では天然痘、マールブルグ、エボラ、マチュボ、フニン、ベネズエラ馬脳炎などの病原体の研究がなされた。さらに、エボラ出血熱と天然痘のウィルスを遺伝子工学的に組み合わせる研究が行われていた。カザフスタンのステフノゴルスクの施設では、「強力な炭疽菌を開発していたソ連は、生物兵器として、超大型ＩＣＢＭ『ＳＳ・18』に搭載し、欧米都市を攻撃する準備を進めていた」とされている（戦後強制抑留史編纂委員会『戦後強制抑留史』第5巻、独立行政法人、平和祈念事業特別基金、二〇〇五年参照）。

(14) 医薬品開発での実験動物救済を主張して、大学や製薬企業の研究所や研究スタッフを標的にしたテロリズムや、毛皮用に飼育されている動物を解放するテロリズムも社会的な争点となっている。筆者は「自己価値充足テロリズム」と呼んでいる。Donald R. Liddick, Eco-Terrorism: Radical Liberation Movements, Praeger Publishers, Westport, CT. 2006 には簡潔に述べられている。

(15) 生物兵器テロの一種である「食品テロ」について、ＷＨＯ（世界保健機関）は危険性を強調し、米国等では都会から地方まで緊急事態を想定した体制づくりに向かっている。アグリテロリズムには、（イ）家畜・農産物への直接の攻撃と、（ロ）製品化された食品への毒物混入攻撃が存在する。

（イ）家畜・農産物への直接の攻撃は、家畜や農作物に病原菌や有害昆虫などをばらまくなど食の安全を脅かし、食材の安定的、恒常的提供を破壊することを狙うテロリズムである。この目的で用いられることが想定される兵器は、炭疽菌、Ｑ熱、ブルセラ症（牛などの流産をもたらす）、口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病、牛疫、鳥インフルエンザなどを引き起こす細菌やウィルスである。

（ロ）製品化された食品への毒物混入攻撃は、二〇〇八年二月に社会問題となった「中国製冷凍餃子」事件に直面して、食品問題評論家・垣田達哉による、次のような指摘に明らかである。

「事故であれば、原因さえ分かれば防止策を立てることができる。しかし、事件となると、それを防止することは非常に難しくなる。「中国製冷凍餃子」事件は、世界中に『日本は毒物に関しては一切の検査をしていない』ということを知らしめたことになる。爆弾を使うこともなく、飛行機をぶつける必要もなく、自爆志願者も必要ない。わざわざ日本に行く必要もない。海外で、日本向け食品に毒を入れるだけでよいのだ」（「問われる日本の危機管理」産経新聞、二〇〇八年二月七日）。

(16) Alan D. Campen et. al. eds. Cyberwar: Security, Strategy and Conflict in the Information Age, AFCEA International Press, Virginia, 1996 はサイバー戦争の課題を取り上げた初期の評価すべき著作である。

福田充『テロとインテリジェンス：覇権国家アメリカのジレンマ』慶應義塾大学出版会、二〇一〇年四月は、この領域を適切にまとめている。

(17) Karl W. Deutsch, The Nerves of Government: Models of Political Communication and Control, Free Press, NY. 1963. 鶴木眞「政治学へのコミュニケーション・アプローチ：サイバネティックス・モデルの応用」『法学研究』44巻9号、一九七一年九月。

(18) David Easton, A Systems Analysis of Political Life, John Wiley & Sons, 1967.

(19) ロバート・マートンは「コミュニケーションの社会学」について、「ヨーロッパ種は知識に注目し、アメリカ種はインフォーメイションに注目している。知識とは事実または観念の組織体を意味するのに反して、インフォーメイションには、かような体系的関連をもった事実または観念という意味が含まれてはいない。したがって、通常アメリカ種は一般大衆のもつばらばらの断片的なインフォーメイションを研究するが、ヨーロッパ種は少数者に利用される知識の全体的構造について考える」（マンハイム、森東吾ら訳『社会理論と社会構造』一九六四年第三刷、みすず書房、四〇二頁）と指摘している。

(20) 一九世紀半ばから二〇世紀初頭へかけて思想的中心となったのは、アフガーニー、ムハマド・アブド、ムハマド・ラシード・リダーらの思想家であり、西はジブラルタル海峡から東はインドネシアに至る、北は中央アジアから南は北アフリカや東南アジアに至る広い範囲のイスラム世界に影響を与えていった。一九五〇年代と一九六〇年代の弾圧時代に思想的、組織的中心人物として「ムスリム同胞団」を支えたのはサイード・クトブ（一九〇六～一九六

六）であった。一九五四年ナセル襲撃事件で逮捕され、獄中で、後にイスラム原理主義過激派の聖典となる『里程標』を書き上げた。クトブの思想は、明らかに、世俗的政治目標達成のための政権奪取ではなく、宗教理念を実現するための政権奪取を説いたのである。クトブは、国家転覆を扇動した容疑で一九六六年、ナセル政権によって処刑された。

(21) アルカイダが組織をヒエラルキー型からネットワーク型へと転換させる必要性は、特定の司令塔を持たないネットワークが、国際テロリズムを実行するならば、国家は非対称戦争の相手を特定できなくなるからである。テロリストのリクルートや個々のテロリズムの企画・実行が、自律的なテロ組織の裁量にまかされることになれば、国家による監視体制は、標的を絞りにくくなる。他方、兵器や資金調達、テロ実施にかかわる状況的・技術的データ、テロ実行者や企画者の逃亡経路の準備などは、情報機器を駆使して行う。かくて、「九・一一事件」以後、とくにアフガニスタンにおけるタリバン政権殲滅以後の「アルカイダ」は、「オサマ・ビン・ラデン」の「アルカイダ」ではなく、国際ネットワーク組織「アルカイダ」として装いを新たにしたと考えるべきである。このネットワークには、テロリズムを標榜しないダミー組織を加えることによって、資金調達が「裏社会の経済」からだけではなく、イスラム教徒「慈善基金」などの「表社会の経済」からも可能になった。

(22) 既述の"One man's counter-terrorism is another man's ethnic cleanser"など。

(23) 知識の全体像について、「きわめて複雑な相互関係にある教理の体系を、概念的統一、抽象と具体の諸段階、および範疇化（例えば、形態学的または分析的）に注目して」分析することである（マンハイム前掲書、四〇二頁）。